

## 最高裁判所第三小法廷による美世志会「地位確認訴訟」上告棄却弾劾！

2014年10月3日、最高裁第三小法廷（山崎敏充裁判長）は、美世志会「地位確認訴訟」に対する上告を棄却という不当決定を下した。2月14日に上告理由書・上告受理申立理由書を提出してから7ヶ月余、美世志会の懲戒解雇不当を訴える真実の声、さらに60回に及ぶ口頭弁論の開催を求める組合員・支援者の声に耳を傾けることなく、否、その声を踏みにじり決定は下された。我々は満腔の怒りをもって、不当決定を弾劾する。同時に私たちは高らかに宣言する。私たちは国家権力が狙ったJR東労組潰しという目論みを、全組合員、そして連帯してたたかう全ての仲間の団結力をもってはね返したことを。

これまで美世志会・家族、JR東労組が苦しかった時、勇気を与えてくれた支援する会、JR総連傘下単組の皆さん、弁護団はじめ、すべての皆さんに心から感謝を申し上げる。

今決定は、美世志会の上告趣意書に対し、「事実誤認又は単なる法令違反を主張しているにすぎないため・・・上告理由には当たらない」とした。これは刑事裁判と同様に憲法28条で保障されている労働組合の団結権を否定した極めて反動的な決定である。労働者にとって“死刑判決”ともいえる懲戒解雇という重大な事案に対し正当な審理の場すら開催せず、閉ざされた最高裁の壁のなかで一方的に判断を下すという、非人間的で劣化した司法の実態に憤りを禁じ得ない。

2007年8月30日、JR東日本が美世志会6名に対し、懲戒解雇処分を発令してから7年余、私たちは一日も早く美世志会6名全員の職場復帰をめざし闘い抜いてきた。当時、JR東日本会社は7月17日の刑事裁判一審有罪判決を理由に、裁判が係争中にもかかわらず、美世志会6名に不当懲戒解雇を言い渡した。JR東労組は、ただちに全組合員で「懲戒解雇撤回を求める署名」を取り組んだ。会社はこの正当な組合活動である署名活動に対し、あろうことか妨害・恫喝をもって応えた。当時の小倉常務の「会社の決定に異を唱えるなら覚悟しろ」発言に、その本質が如実に現れている。しかし私たちは当該分会の仲間たちを先頭に、会社の妨害をはねのけ、署名活動を貫徹し、組織強化を勝ちとってきた。苦しい闘いの中でつかみ取った成果は、全組合員の財産である。

いま私たちを取り巻く状況は厳しさを増している。会社は京浜東北・根岸線の基地再編問題をめぐり、施策実施にあたり労使関係を形骸化し、一方的に従来の労使慣行を剥奪し、労働組合を否定するかのような姿勢に転じようとしている。しかし私たちは理性的、組織的に粘り強く、職場からのたたかいを積み上げ、安全で一段と質の高い輸送サービスを向上させるため、たたかいを推し進めてきている。

安倍政権は、集団的自衛権行使容認の閣議決定を行い、その暴走は止まることを知らない。12月から施行される特定秘密保護法により物言えぬ監視社会は目前だ。しかし私たちは怯まない。

これからも労働組合らしく、平和・人権・民主主義を守り抜くために、美世志会とともに、そして国政の場で奮闘するたしろ かおる参議院議員とともに、職場からの闘いを基礎に闘い抜く決意である。

2014年10月6日  
東日本旅客鉄道労働組合

